



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
**司法書士の支払った業務委託手数料の適正額**  
—— 行為計算否認を取消し・高裁で逆転納税者勝訴 ——

司法書士が同族会社を設立して業務の一部を委託した場合、その委託手数料の算定方法について法令上明文の規定はありませんが、判例や裁決において具体的な事例を知ることができます。今回は、委託手数料の適否を争い、納税者が高裁で逆転勝訴した最新の判決をご紹介します。（平成16年1月22日広島高裁・Z888-0790）

司法書士業を営む控訴人は、受任した司法書士業務の一部を、受任報酬額の6割の委託料で同族法人A社に委託し、その委託料を事業所得の必要経費に算入して確定申告をしたところ、被控訴人税務署長は、所得税法157条（同族会社等の行為又は計算の否認等）を適用して更正処分をしました。控訴人は処分を不服として提訴しましたが、広島地裁が、原告の請求を棄却する判決をしたことから控訴に及んだものです。

税務署長は、①A社は司法書士業の付随業務のうち、申請書作成、添付書類のタイプ印刷等の業務を受託し、A社の従業員は専ら控訴人の指揮命令を受けて業務に従事していることから、労働者派遣業がA社の業務に最も類似していると認められる、②同族関係にない比準会社の人件費倍率（比準会社における派遣社員の給料賃金に対する収入金額の倍率）から算定した認定委託料に比べて、本件委託料は著しく高額である、と主張しました。

控訴人は、①本件委託契約は、包括的請負契約である、②業種、業態の差違は重要な要素であり、このような差違を無視して人材派遣会社を比準会社とすることには合理性がない、と主張しました。

広島高裁は、次のように判示して、更正処分等の全部を取り消しました。

- ① 人材派遣業における経費としては、派遣労働者の人件費及び管理費等であって、派遣先で使用する器具類等は派遣先が経費として負担することとなり、人材派遣業者は経費として負担しない。そうすると、本件業務委託契約において、A社は、従業員の人件費以外にパソコン等や自動車の経費の負担をしており、人材派遣業とは明らかに経費として負担するものが異なっており、本件業務委託契約は、人材派遣契約とはいえず、請負契約に類似する契約であると考えるのが相当である。
- ② 本件比準会社は、いずれも主にオフィス業務に係る労働者を契約先企業等に派遣して収入を得ている人材派遣会社であり、労働者の給与以外の費用は限定されているが、A社の業務内容は、司法書士である控訴人の業務の委託であって、従業員の給与、管理費以外の必要経費を負担しており、本件比準会社とA社には個別条件の相違を超えた違いがある。また、本件比準会社は、相当程度の規模の人材派遣会社であり、A社とは事業規模においてもかなりの差違が認められ、その経費率も異なっているものと認められる。したがって、比準会社としての基礎的要件に欠けるものから算定した本件人件費倍率は合理性が認められない。
- ③ 所得税法157条の適用に当たっては、株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となることが要件とされているが、本件の場合、不当減少の基準とした同業者比準には合理性が認められないから、これによって本件手数料が控訴人の所得税の負担を不当に減少させるとした本件更正処分は、法令の適用を誤ったものであって違法である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4版8枚）が必要な方は、送料・実費とも1,500円（税込）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。